

# 川越市旧山崎家別邸条例施行規則（案）の概要について

平成28年2月  
産業観光部 観光課

## 1 制定の趣旨

歴史的、文化的意義を有する建造物である旧山崎家別邸（以下「別邸」といいます。）について、教養や文化の向上、また、観光の振興に役立てる施設として定期的に公開するため、川越市旧山崎家別邸条例（以下「条例」といいます。）の案を市議会に提出しています。

別邸の定期的な公開に向けて、休館日や開館時間、入場に関する事項など、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市旧山崎家別邸条例施行規則（以下「規則」といいます。）を定めようとするものです。

なお規則は、条例案が可決された場合に制定することとなります。

## 2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

### (1) 休館日、開館時間に関する事項

別邸に入場することが可能な日や時間について定めようとするものです。

### (2) 入場に関する事項

別邸の入場に関して、入場の手続きや入場料の納付等について定めようとするものです。また、入場の際に交付する入場券等の様式を定めようとするものです。

### (3) 指定管理者の申請に関する事項

別邸について、指定管理者の指定を受けようとする法人等が、申請の際に提出する申請書の様式と、それに添付する書類を定めようとするものです。

### (4) 指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者が別邸の指定管理業務を行う場合の読替えについて定めようとするものです。

## 3 規則（案）の施行期日

規則（案）の施行期日は、平成28年4月1日を予定しています。